

高知県警察の行政不服審査手続に関する規則(昭和48年高知県公安委員会規則第5号)
の全部改正について
公開日 2016年03月31日

1 規則等の題名

高知県公安委員会審査請求手続規則

2 根拠法令・条項

行政不服審査法(平成26年法律第68号)

行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)

3 規則等の制定日

平成28年3月31日(木曜日)

4 結果公示の日

平成28年3月31日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)第38条第4項第5号に該当

6 適用除外の理由

国(国家公安委員会)が行政手続法第39条第1項の規定による意見公募手続を実施して定めた国家公安委員会審査請求手続規則(平成28年国家公安委員会規則第1号)と実質的に同一の規則を定めるため。

7 規則等の概要

高知県公安委員会審査請求手続規則

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者:高知県警察本部警務部監察課

住所:高知市丸ノ内二丁目4番30号

電話番号:088-826-0110

公安委員会規則

高知県公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第7号

高知県公安委員会審査請求手続規則

高知県警察の行政不服審査手続に関する規則（昭和48年高知県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 審査請求に関する一般的手続（第3条－第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してされる審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 審査請求に関する一般的手続

（審理官）

第3条 高知県警察本部長（以下この条において「本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、高知県警察本部警務部監察官の職にある者のうちから適当であると認める者を審理官として指名するとともに、審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、法第24条の規定に基づき当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により2人以上の審理官を指名する場合には、そのうちの1人を、当該2人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

（1） 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

（2） 審査請求人

（3） 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

（4） 審査請求人の代理人

- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

(物件の提出の方法)

第4条 法、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、高知県警察を経由して行うものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第11条第2項の規定に基づく総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

第6条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第13条第2項の規定に基づく参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令の方式)

第7条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止の通知)

第8条 審査庁は、法第25条第2項の規定に基づく執行停止をし、又はしないこととしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(執行停止の取消しの通知)

第9条 審査庁は、法第26条の規定に基づき執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面により

その旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

第10条 審査庁は、法第27条の規定に基づき審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人。第26条第2項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第27条の規定に基づき審査請求の取下げがあったときは、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定に基づき提出された書類その他の物件を、その提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記第1号様式による証拠書類等提出物還付請書と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第13条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人の同伴の許可の通知)

第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用

される法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定に基づく物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項の規定に基づく意見の聴取の場合において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定に基づく物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定に基づく書類その他の物件の提出を受けたときは、別記第2号様式による証拠書類等提出物目録を作成しなければならない。

- 2 審査庁は、前項の証拠書類等提出物目録を作成したときは、その写しを当該証拠書類等提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

- 3 審査庁は、必要がなくなつたときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

- 4 第10条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

- 5 審査庁は、第1項に規定する書類その他の物件の提出を受け、又は当該書類その他の物件をその提出人に返還したときは、別記第3号様式による証拠書類等提出物管理簿に必要な事項を記載し、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第18条 審査庁は、前条第1項に規定する書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定に基づく参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の規定に基づく参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

- 3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の規定に基づく参考人の

陳述について準用する。

(検証の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定に基づく検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第1項の規定に基づき検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

(1) 事案の件名

(2) 検証の日時及び場所

(3) 立会人の氏名及び住所

(4) 検証の結果

4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定に基づく質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の規定に基づき質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の規定に基づく質問について準用する。

(意見の聴取の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項の規定に基づき審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項又は第2項の規定に基づく意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第

38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

- 2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第3項の規定に基づく指定は、書面により行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第24条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第39条の規定に基づき数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第26条 法第51条第2項及び第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

- 2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定に基づき公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第27条 第10条第2項後段の規定は、法第53条の規定による証拠書類等の返還について準用する。

第3章 雑則

(教示の方法)

第28条 法第82条第1項の規定による処分に係る書面での教示は、当該処分の内容を記載した書面に、別記第4号様式による教示文を記載し、又は添付して行うものとする。

(審理官に関する規定の適用除外)

第29条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第15条の2に規定する審査請求及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第33条の2に規定する審査請求については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての公安委員会に対する不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第10条関係）

証拠書類等提出物還付請求書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

印

下記の目録の提出物の還付を受け、領収しました。

記

目録

番号	種目	数量	備考

取扱者

印

第2号様式（第17条関係）

証拠書類等提出物目録

年 月 日

高知県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり受領しました。

記

事案の件名			
提出人	住所		
	氏名		
提出を受けた年月日		年	月 日
目録			
番号	種目	数量	備考

取扱者 印

（提出人への注意事項）

提出した証拠書類等の返還を受けようとするときは、この書類を持参してください。

第3号様式（第17条関係）

証拠書類等提出物管理簿							
提出年月日	番号	種目及び数量	保管者印	提出人の氏名	返還年月日	返還者印	受取人の氏名

第4号様式（第28条関係）

教示文

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。